

要 望 書

全国市議会議長会は、令和 2 年度建設運輸施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国會におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年 8 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委 員 長 大矢根 秀 明
(川西市議会議長)

目 次

| | |
|---|----|
| 1 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源 の充実確保 | 1 |
| 2 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模 災害等に対応する防災・減災対策の充実強化..... | 6 |
| 3 自然災害対策の推進 | 9 |
| 4 各種交通基盤整備の推進 | 15 |
| 5 都市基盤整備の推進 | 22 |
| 6 下水道整備の推進 | 26 |
| 7 観光立国の推進 | 27 |

1 地方創生・地方分権改革の推進 及び地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生に係る事業の円滑な実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の整備を推進し、地域間格差を是正する方針が明確に示されることが重要である。

地方自治体は、地方創生に加え、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、複雑多様化する行政課題への対応に迫られ、財政需要は増加の一途にある。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するためには、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの

枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

- (2) 未来技術（A I、I o T、ロボット技術等）の導入・普及によるSociety5.0時代の社会経済の変化を見据え、各地域の事業・ビジネス、生活・学び、社会基盤・空間において期待される具体的な変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ、生活・雇用環境等に大きな影響力を持つA I（人工知能活用）については、次期総合戦略において、その有効かつ安全な利用に向け、人間中心のA I社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また、スーパーシティ構想の推進において、地方自治体から提案された規制緩和等の提言については、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

- (3) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なもの

とし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとすること。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

- (6) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。

- (3) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和2年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振

興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

4 令和2年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 地方自治体が、社会保障施策をはじめとした行政サービスを今後も安定的に提供するため、消費税・地方消費税率10%への

引上げについては、令和元年10月に確実に行うこと。

- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 令和元年10月1日から2年9月30日までとされる自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、期間の延長は断じて行わないこと。

2 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化

平成30年7月豪雨や土砂災害、累次の台風被害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靭化の取組は喫緊の課題である。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るために、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。
- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。

- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

5 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

6 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

7 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

3 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から地震、津波、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、近年においても各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るために、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治山・治水対策の推進について

(1) 近年の豪雨による水害や土砂災害の頻発・激甚化を踏まえた治山・治水対策について一層の充実強化を図ること。

(2) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。

また、深層崩壊の発生素因となる地質研究等も含め、詳細な調査を行い、その対策を講じること。

(3) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するために必要な技術基準の改定等により頻発・激甚化す

る土砂災害に耐え得るよう配慮すること。

- (4) 近年の河川災害の特徴及び利水・流域環境整備の視点を踏まえ、河川整備基本方針及び河川整備計画の変更を行うとともに、計画に沿った河川整備をより一層推進すること。また、整備計画未策定の河川については、早期に計画を策定すること。
- (5) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (6) 準用河川改修事業をより一層促進するための、防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (7) 土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (8) 集中豪雨により都市部を中心に発生する河川氾濫や急激な増水による建物、地下街への浸水などの被害を防止・軽減するため、内水排除のための河川工事、都市下水路の整備のほか、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。
- (9) 局所的な豪雪の増加に備えた、地方自治体が実施する雪害対策について十分な財政措置を講じること。

2 地震・津波対策等の推進について

- (1) 地方自治体において策定する国土強靭化地域計画については、国において支援制度の拡充を行い、策定の推進を図ること。
また、地域計画を策定した地方自治体や広域連携が取り組む

事業に対し、交付金・補助金等の一層の拡充を図ること。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画等に基づく大規模地震に対する防災・減災対策の取組を地域の実情に応じて着実に推進すること。

(3) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に規定されている集団移転促進事業の採択要件の緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。

また、事前復興対策としての高台移転用地開発と医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する助成制度を創設すること。

(4) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。

(5) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備のほか、ハザードマップ作成など各事業への支援制度の充実強化を図ること。

(6) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。

(7) 住宅・建築物安全ストック形成事業について、木造住宅をはじめとする耐震改修に要する経費の地方負担に対する交付税率の引上げ措置を令和3年度以降も継続すること。

(8) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。

また、同事業を実施するために必要な技術力の確保に関する

取組の充実強化を図ること。

- (9) 近年の地震被害を踏まえ、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても補助対象とするなど現行の耐震基準の早期見直しを行うこと。
- (10) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。
- (11) 道路、橋梁、下水道等の耐震化を図るため、財政措置を充実強化し、防災・減災対策を促進すること。
- (12) 地震により液状化被害を受けた下水道、堤防、道路、港湾、宅地等の復旧に対する支援の充実強化を図ること。
また、今後の地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

3 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、補正予算措置や特別交付税の増額配分など更なる支援の充実強化を図ること。
- (2) 再度災害防止のための施設機能の強化等を図る改良復旧事業について採択基準を緩和すること。
- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し使い勝手がよいものとすること。

- (4) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧態勢を整備すること。
- (5) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の対象となる住宅被害状況に一部損壊を加えるなど、支援対象要件の緩和及び支援金支給額の引上げを図ること。
- (6) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など一層の柔軟な制度の運用を図ること。
- (7) 豪雪地域における雪処理の担い手を確保・育成するため、効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するなど、各種雪害対策の一層の充実強化を図ること。

4 災害時の情報伝達等の充実強化について

- (1) 地域の実情に合わせたより一層細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 地震観測研究の充実や津波観測システム、火山観測施設の整備等による総合的な地震・津波・火山噴火に対する観測・監視体制を強化すること。
- (3) 災害発生時に迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。

- (4) 災害時に住民が適切に避難行動をとることができるように、全国的な防災意識の醸成を図るとともに、地方自治体が行う防災教育、避難訓練等の支援の拡充を図ること。
- (5) 避難を促す緊急放送や警報が聞こえにくい海水浴客や沿岸漁業者等のため、旗など視覚的な伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

4 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るととも

に、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線の格上げを図ること。

- (4) 高速道路をはじめとする高規格幹線道路等のミッシングリンク（未開通区間）解消及び暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。
- (5) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。
また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。
- (6) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (7) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、4車線化やバイパス、環状道路など広域的な道路交通網の整備を促進するとともに必要な財源を確保すること。
- (8) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (9) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保を図ること。

2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。
また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画の格上げを図ること。
- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。
また、既着工区間の工事費の増額分については沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。
- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。
また、整備効果拡大のため、運行本数の確保、二次交通への運行支援など旅客利便性の向上のほか、新幹線駅舎・駅周辺整備などに対する支援を行うこと。
- (4) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業を実現すること。
また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。
- (5) 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を早急に講じること。
また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた

支援施策の充実強化を図ること。

3 地域鉄道等に対する支援について

- (1) 今後の方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 地域鉄道等に支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- (4) 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。
- (5) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう法的整備を行うこと。
- (6) 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう制度を拡充すること。

4 JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援について

- (1) JR北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国

の支援の拡充を行うこと。

- (2) JR北海道をはじめ各旅客会社がJR貨物の負担軽減のため線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- (3) JR北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

5 地域公共交通に対する支援について

- (1) 地域公共交通の事業者等に対し、現行路線の維持・存続、事業の継続実施、運行の安全性確保、公共交通空白地域の解消などに対する支援制度の充実強化を図ること。
- (2) 地域公共交通の維持・確保に取り組む地方自治体に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域公共交通活性化再生法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
また、同法に基づき地方自治体が策定する地域公共交通網形成計画に対する支援制度を拡充すること。
- (4) 高齢者が運転免許返納後に社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備に対する支援の充実強化を図ること。
また、高齢者等の買い物難民対策などのため小型無人機の活用や、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を図ること。

- (5) 電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及促進により、地域交通のグリーン化を図ること。
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送については、運賃・料金の変更命令の処理要領の適用外とし、弾力的に運賃等の額を設定できるようにするなど、特別の配慮を行うこと。
- (7) 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

6 地方航空路線の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

7 港湾の整備促進について

- (1) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。
- (2) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など災害対応力を強化すること。
- (3) 既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合

的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。

- (4) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (5) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (6) 地方港湾などの航路や防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

8 離島航路・航空路に対する支援について

- (1) 離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持・確保を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- (2) 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する支援を行うこと。
- (3) 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に当該地域への観光客等も加えること。

5 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。

2 土地利用政策の推進について

- (1) 地方自治体が主体的にまちづくりを実施するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法制の一元化に向けた検討を行うこと。
- (2) 土地利用関連法制の多くは全国一律の規制となっており地域の実情に合わないものとなっているため、地方の裁量を拡大すること。

3 中心市街地活性化等の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 倒壊する危険のある空き家等の除去に対する更なる支援の拡充を図ること。
- (4) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。

4 所有者不明土地対策の推進について

- (1) 地方自治体が所有者不明土地の適正な事業執行を図ることができるよう支援を行うこと。
- (2) 所有者不明土地の早期解消を図るため、個人情報保護に配慮しつつ、簡素な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を推進すること。
- (3) 所有者不明土地の発生を防止するため、相続や所有権移転にかかる情報を国が管理し、地方自治体が利用できるよう、不動産の権利に関する登記制度の法整備を図ること。

5 都市公園の整備推進について

- (1) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。
- (2) 都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じること。
また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

6 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備について

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を地域経済や地域社会の活性化へつながる好機とするため、関連施設へのアク

セス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。

また、大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。

さらに、すべての世代が健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくり等への支援を推進すること。

7 未利用国有地の地域限定雪堆積場としての活用について

積雪寒冷地域等において、未利用国有地を地域限定の雪堆積場として利用できるよう、当該用地の無償貸与等の措置を図ること。

6 下水道整備の推進

下水道は、汚水排除による生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などの役割を有する重要な都市基盤である。

しかしながら、未普及地域の解消や施設の老朽化対策など、重要な課題が山積している。

このような中、国の財政制度等審議会では、下水道事業に対する国の財政支援については受益者負担の原則に即し汚水処理施設の改築は使用料で賄うべきとの考え方を示している。

仮に、下水道施設の改築への国庫補助が削減・廃止された場合、下水道使用料の引上げなど市民生活への多大な影響が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 持続的な下水道事業の推進について

下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。

2 未普及地域の早期解消について

普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

7 観光立国の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国的重要な成長産業である。

今後の観光立国の一層の推進には、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要であり、国が主導的な役割を果たし、官民一体となった取組が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 訪日外国人の増加に向けた施策について

- (1) 地方への誘客を図るため、諸外国での訪日プロモーションを強力に推進するとともに、地域ブランドの確立に向けた取組に対する支援措置を強化すること。
- (2) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出など幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。
- (3) 震災被害を受けた地域及び風評被害を受けている地域の観光振興に資する各種支援策の充実強化を図ること。

2 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) 滞在型観光を促進するため、観光圏整備法に基づく各種取組の充実強化を図ること。
- (2) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。
- (3) 外国人旅行者の受入環境の整備のため、観光地における無料Wi-Fi環境の整備などICTインフラのより一層の整備を図るほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (4) 広域周遊観光の促進のため、旅行者向け統一交通バスの販売や滞在プログラムの作成、提供などに対する支援の充実強化を図ること。